

工事現場における適正な施工体制の確保等について

国土交通省大臣官房技術調査課技術管理係長

もりくぼ つかさ
森久保 司

1. はじめに

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督および検査を確実に行うことが重要です。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられました。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年2月9日閣議決定)においては、特に、監督業務について、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要であるとして、現場の施工体制の把握を徹底するための要領の策定等による統一的な監督の実施に努めるものとされています。

このため、国土交通省では「工事現場等における施工体制の点検要領」およびその運用を改正するとともに、「一括下請負に関する点検要領」を策定しました。

2. 「工事現場等における施工体制の点検要領」の主な内容

(1) 入札・契約手続きにおける監理技術者の確認

入札前、入札後、契約後において監理技術者の専任について確認します。専任制違反となる事実が確認された場合は、契約を結ばないこととするなどの措置を講じます。

(2) 現場における施工体制の把握

工事施工中に以下の事項について点検を行います。

- ① 監理技術者資格者証
- ② 監理技術者の同一性
- ③ 監理技術者の常駐状況
- ④ 施工体制台帳
- ⑤ 施工体系図
- ⑥ 施工体制
- ⑦ 建設業許可標識 等

(3) 適正化法等に違反する事実を把握したときは、建設業許可部局に通知するとともに、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させます。

表 1 紛らわしいケースでの判定

	ケース 1	ケース 2	ケース 3
ケース内容	主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず（管理業務が主体）二次下請負人以下が実質施工しているケース	特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース	工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人（元請と一次下請の場合も同様）として、主たる部分を実施しているケース
元請負の実質関与の状況（点検結果）*			
ア（全体実施） 総合的な企画・調整等全体を実施	元請のみ実質関与 ① <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請の業務が不明確で存在が不適切と判定 一次下請は専門工種部分の施工管理を実施（実質関与） ② <input type="checkbox"/> 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でないか注意して点検	① <input type="checkbox"/> ただし、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検	点検結果にかかわらず要件に合致すれば... 一括下請負の疑義有
イ（部分実施） 総合的な企画・調整等を部分実施	③ <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定	② <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定	
ウ（関与していない） 総合的な企画・調整等を実施していない	ケースにかかわらず一括下請負の疑義有		

* 元請の実質関与に関する点検項目（ア、イ、ウの判定要素）

- | | | | |
|------------|-----------|-------------------|--------------|
| ① 技術者専任 | ② 発注者との協議 | ③ 住民への説明 | ④ 官公庁等への届け出等 |
| ⑤ 近隣工事との調整 | ⑥ 施工計画 | ⑦ 工程管理 | ⑧ 出来型品質管理 |
| ⑨ 完成検査 | ⑩ 安全管理 | ⑪ 下請けの施工調整および指導監督 | |

(1) 点検の方法

3. 「一括下請負に関する点検要領」の主な内容

本要領は、工事現場における施工体制の把握において、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための要領を定めたものです。

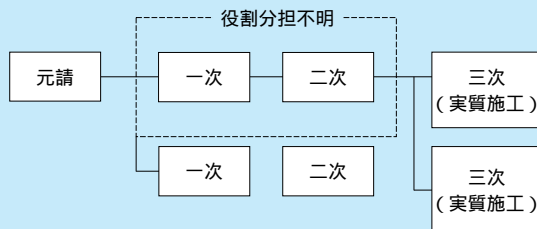
一括下請負に関する点検は、監理技術者等の専任、施工体制、元請および下請の担当工事、実質関与等について実施します。施工体制、実質関与等については、以下の要件のいずれかに該当する工事について重点的に実施します。

a. 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を

の目安

ケース4（下請の一括下請負）

下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工をしているケース



①主任技術者の専任が認められる

① 1

専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている

① 2

専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関与をしていない

②主任技術者の専任が認められない

②

e. その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事

重点点検対象工事においては、元請だけでなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行います。

(2) 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

a. 監理技術者等の専任がないこと的事实を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とします。

b. 元請の実質関与に関しては、以下の項目等について点検し、元請負人および主たる部分を行う一次下請負人の関与の内容を把握します。

- ① 技術者専任
- ② 発注者との協議
- ③ 住民への説明
- ④ 官公庁等への届け出等
- ⑤ 近隣工事との調整
- ⑥ 施工計画
- ⑦ 工程管理
- ⑧ 出来形品質管理
- ⑨ 完成検査
- ⑩ 安全管理
- ⑪ 下請の施工調整および指導監督

c. 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、元請の関与の他に施工体制にも注意し、表1の「紛らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定します。

d. 以下のような場合は、これらの要素も加味して別途、判定します。

- ・当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
- ・一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合

実施する（最大契約額の）一次下請負人が元請契約額の過半を占めている工事

b. 同業種の同規模（ランク）または上位規模の会社が一次下請にある工事

c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在している工事

d. 低入札価格調査対象となった工事

4. おわりに

詳細は、国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>）で公表しておりますのでご参考にしてください。